指定管理者の情報公開の推進に関する要綱

平成18年1月19日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第1 13号。以下「条例」という。)第27条に基づき、指定管理者がその管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に対する指導)

- 第2条 指定管理者が管理する公の施設を所管する課又は室の長(以下「所管課長等」という。)は、条例の趣旨にのっとり、指定管理者がその管理する公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を定めるなど、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 2 所管課長等は、前項の指導に当たっては、当該指定管理者の団体としての性格と管理業務の内容を考慮し、実情に即した指導を行うこととする。

(取組状況等の公表)

- 第3条 所管課長等は、指定管理者の情報公開に対する取組状況等を学事法 制課長に報告するものとする。
- 2 学事法制課長は、指定管理者の情報公開に対する取組状況等を取りまとめ、ホームページ等で広く県民に公表するものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。